

# 欠席届に関する注意事項

**欠席届**を提出した場合、以下の**証明書類**の提出をお願いします。以下の証明書類を確認することで、出席停止、公欠または定期考査期間中の欠席として取り扱います。

証明書類については以下に示したもののうち、どれか一つを提出してください。

## 1 出席停止

### 1-1 感染症

学校保健安全法第 19 条において、下記の感染症に罹患したと診断された場合は出席停止となり、届け出が必要です。感染が明らかになった際は速やかに担任へ報告し、欠席届に以下に示した**証明書類を添付**して提出してください。欠席した日が出席停止の扱いになります。

#### 【感染症名】

第一種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群 (SARS), 中東呼吸器症候群 (MERS), 特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症, 百日咳, 麻疹, 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ), 風疹, 水痘 (みずぼうそう), 咽頭結膜熱 (プール熱), 結核, 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症(O-157など), 腸チフス, パラチフス, 流行性結膜炎, 急性出血性結膜炎, 溶連菌感染症, 感染性胃腸炎(嘔吐下痢症), マイコプラズマ肺炎, 伝染性紅班(りんご病), その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ))

#### 【提出書類】 欠席届 と 証明書類ア～エのうちいずれか一つ

##### ア) 感染症証明書類

別紙、学校公式 HP よりダウンロードして、必要事項を医療機関で記入していただく欄がありますので、受診時に印刷されたものを持って行って記入してもらってください。

##### イ) 医療機関から発行された感染症に罹患したことを証明する書類

以下のような書類があります。医療機関ごとに様式が異なりますので、どれか一つを提出してください。なお、コピーでも構いません。

- ※ 陽性であることが明記されている書類（検査結果報告書）など
  - ※ 検査を実施したことが記載されている診療明細書など
  - ※ 医証／診断書など医療機関で発行している書類など
- ウ) 処方された薬の処方箋／処方された薬の名称がわかる書類（コピー可）
- ※ 領収書等に薬の名前が記載されているものでも可
- エ) 検査キットの写真（日付／名前が入っているもの）
- ※ 自宅で検査した場合は次の（１）～（３）が一画面にすべて収まっている写真を印刷して提出してください。（データ不可）
- （１）検査キット本体（陽性である表示が出ているもの）
  - （２）検査キットの外箱または購入したレシート
  - （３）身分証明カード

## 2 忌引き

### 2-1 忌引き

教務規定第2章第3条に基づき、以下の続柄の総裁のため欠席する場合は忌引きとして扱います。

父母・保護者・・・・・・・・・・7日以内

祖父母・兄弟姉妹・・・・・・・・3日以内

曾祖父母・伯叔父母・・・・1日

#### 【提出書類】

欠席届のみ。（証明書類は不要です）

## 3 公欠

### 3-1 受験／就職試験

進学のための受験、就職のための就職試験を受ける場合は以下の書類を提出することで公欠となります。

【提出書類】 欠席届 と 証明書類ア～イのうちいずれか一つ

ア) 受験票のコピー

イ) 就職試験先の企業名・実施日がわかる資料のコピー

### 3-2 その他

上記の以外の事情で、学校が公欠扱いと判断した行事等へ参加する場合、以下の書類を提出することで公欠となります。

【提出書類】 欠席届 と 証明書類ア

ア) 参加する行事の主催者が発行する参加を証明する書類

## 4 欠席

### 4-1 定期考査時の欠席（感染症・忌引き・公欠 以外で欠席した場合）

定期考査期間に、感染症・忌引き・公欠以外の傷病等により病院の診断を要し、定期考査に未受験科目が生じた場合、**以下の証明書類と一緒に提出することで、未受験科目の考査点を見込み点で評価します。**

【提出書類】 欠席届 と 証明書類ア

ア) 医療機関を受診したことがわかる資料（領収書等）（コピー可）

※ 定期考査期間にかからない欠席については、欠席届の提出は不要です。

### 4-2 その他（長期入院等）

長期入院等で欠席する場合など、担任に提出して下さい。

【提出書類】 欠席届 と 証明書類ア

ア) 長期入院など、欠席理由のわかる資料（コピー可）

いずれの場合も判断しづらい場合は、担任にお尋ねください。